



2016年 6月 28日

各 位

会 社 名 株式会社 A W S ホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 青木 正之
 (コード番号：3937 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役管理本部長 石津 直幸
 (TEL. 03-5803-7339)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年5月31日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2016年6月28日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 株式の譲渡制限の定め撤廃に伴い、現行定款第11条（招集）第2項を削除するものであります。
- (2) その他、必要な修正を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招集) 第11条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。 <u>② 株主総会の招集通知は、会日の1週間前までに各株主に対して発するものとする。</u>	第3章 株主総会 (招集) 第11条 (現行どおり) (削除)
第4章 取締役および取締役会 (選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数によって選任する。	第4章 取締役および取締役会 (選任方法) 第18条 (現行どおり) ② (現行どおり)

<p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(補欠取締役の選任)</p> <p>第19条 当社は、法令又は本定款に定める取締役会の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において取締役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>② 補欠取締役の選任方法は第19条第2項及び第3項を準用する。</p>	<p>③ (現行どおり)</p> <p>(補欠取締役の選任)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>② 補欠取締役の選任方法は第18条第2項および第3項を準用する。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2016年6月28日
定款変更の効力発生日	2016年6月28日

以上